

ニコレット® Happiness Comes True 「#ハピネス禁煙」宣言キャンペーン開催のお知らせ

5月31日の“世界禁煙デー”を皮切りに、
「気軽に、ニコレットと一緒に、周りの大切な人のために」
禁煙にトライする人の夢を後押しします。

禁煙補助剤「ニコレット®」を展開するジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 コンシューマー カンパニー(本社:東京都千代田区、代表取締役プレジデント: マリオ・スタイン)は、世界禁煙デーである2019年5月31日(金)をスタートとして6月23日(日)までの期間を「ハピネス禁煙宣言期間」と定め、「ニコレット®Happiness Comes True #ハピネス禁煙宣言キャンペーン」を展開し、喫煙者の禁煙達成を後押ししてまいります。



ニコレット®は、禁煙を「我慢して頑張るもの」という考え方を「気軽に」「ニコレットと一緒に」「周りの大切な人のために」する『ハピネス禁煙』という形に変えていきたいと考えており、禁煙希望者を後押しするキャンペーンとして「ニコレット®Happiness Comes True #ハピネス禁煙宣言キャンペーン」をスタートいたします。このキャンペーンでは「#ハピネス禁煙」と共に、禁煙達成時の夢を Twitter でつぶやいていただいた方の中から、選考の上1名の方にハピネス禁煙アンバサダーに就任頂きます。アンバサダーにご就任頂いた際には禁煙達成時の夢の実現のお手伝いとして費用の一部(※最大10万円)を補助し、ハピネス禁煙達成から夢の実現までの取り組みをブランドサイトで記事化し、ご紹介することと同じようにハピネス禁煙に取り組む方々を応援致します。

また、多くの方をサポートしたいという考えから、禁煙達成時の夢を Twitter でつぶやいていただいた中から 100 名に、ニコレット禁煙応援グッズをプレゼントいたします。

2019 年秋に予定されている改正健康増進法の部分施行や加熱式タバコの増税、さらに 2020 年にはスポーツの大規模国際大会が日本・東京で開催されることから、かつてないほど禁煙意識が非常に高まっています。こういった市場・環境の変化や消費者意識の変化に伴い、ニコレット®ブランドといたしましては、禁煙したい人たちが途中で諦めることなく、目標を達成できるサポートを続けていきたいと考えております。

<報道関係のお問い合わせ先>

ジョンソン・エンド・ジョンソン コンシューマー カンパニーPR 事務局 担当：安藤／増子

TEL：03 - 6894 - 3202 MAIL：jnj_pr@ssu.co.jp

<一般のお客様／ニコレット製品についてのお問合せ先>

ニコレット禁煙支援センター

0120-250103（受付時間 9:00-17:00 土日祝日除く）

■ キャンペーン応募要項

応募期間：2019年5月31日（金）～6月23日（日）（ハピネス禁煙宣言期間）

参加方法：Twitterでハッシュタグ「#ハピネス禁煙宣言」をつけて、禁煙達成時に実現させたい夢を投稿してください。

賞品：

① ハピネス禁煙アンバサダー（1名）

禁煙達成時の夢の実現のお手伝いとして費用の一部（最大10万円※）を補助いたします。

※本キャンペーンのテーマに沿った内容に限ります

② ニコレット禁煙応援グッズ（100名）

周囲の人から禁煙チャレンジを応援してもらうための禁煙宣言書、禁煙・タバコの知識をサポートする冊子禁煙のススメ、禁煙時の口さみしさをサポートするリステリン®ウォーターリータブレット™16個入り（清涼菓子）をプレゼント。



当選通知：

- ① キャンペーン期間終了後に候補者へ、@nicorette_JPのアカウントからDMでご連絡いたします。
- ② 「ハピネス禁煙宣言期間」中、毎日2~3名の当選者を選定し、@nicorette_JPのアカウントからDMでご連絡いたします。

ニコレット®キャンペーンページ <https://www.nicorette.jp/campaign>

ニコレット®公式 Twitter アカウント @nicorette_JP

一般のお客様／キャンペーンについてのお問合せ先：
ジョンソン・エンド・ジョンソンお客様相談室
0120-834389（受付時間 9:00-17:00 土日祝日除く）

(参考資料)

■日本のタバコマーケット

◎成人の喫煙率は約 2 割、喫煙者はおよそ 2000 万人、なかなか減らない喫煙人口

厚生労働省「平成26年国民健康・栄養調査」によると、現在習慣的に喫煙している成人は19.6%（男性32.2%、女性8.5%）で、10年間で見ると日本人の成人喫煙率は減少傾向を示しています。しかし、2010（平成22）年以降、喫煙率はほぼ横ばいで、たばこをやめたいと思う割合も男性26.5%、女性38.2%にとどまっています。

JTの「2016年全国たばこ喫煙者率調査」では、成人の喫煙率は19.3%（男性29.7%、女性9.7%）で、喫煙人口は2,027万人（男性1,498万人、女性528万人）となっています。

◎日本のたばこ市場は約 4 兆円

たばこの販売実績をみると（※）、2015年（平成27年）のたばこの販売数量は1833億本、販売金額は3兆9227億円です。2003年（平成15年）から2010年（平成22年）までは喫煙率の低下に伴い、販売実績も減少傾向ですが、2010年（平成22年）以降は喫煙率の横ばいに呼応して、販売本数も横ばいの傾向となっています。2010年（平成22年）年10月のたばこ税の増税による禁煙効果は、さほど高くなかったようです。

（※）出典＝一般社団法人日本たばこ協会 HP より

■日本人の禁煙に対する意識

◎禁煙補助剤への認知・活用度が比較的低い

禁煙の方法には様々な種類がありますが、日本人は自分の意志だけで禁煙をしようとする人が全体の60%を占めるのに対し、医薬品である禁煙補助剤（ニコレットなど）を使用する人は全体の10%にとどまり、加熱式タバコを禁煙の手段と考える人も28%となっています。（2018年J&J調べ）対して海外では禁煙補助剤を使用する割合が21%ほどあり、まだまだ認知・活用がされていないことが見て取れます。

ニコチンガム、ニコチンパッチはニコチン置換療法（NRT＝nicotine replacement therapy）と呼ばれる療法を用いています。これはたばこに含まれるニコチンの接種を、喫煙以外の方法で置き換え、禁煙時のイライラ・集中困難・落ち着かないなどの症状を緩和し、その後、ニコチン摂取量を徐々に減らして、禁煙に導く療法です。意思だけの禁煙と比較すると、禁煙成功率が約2倍になるというデータ（※）もあります。

（※）プラセボ（偽薬）又は非ニコチン置換療法群との比較

Nicotine replacement therapy for smoking cessation (Review); The Cochrane Library 2004, Issue 3

■日本の禁煙に対する動き

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成 30 年 7 月に成立しました。

この改正法により、学校・病院等には令和元(2019)年 7 月 1 日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、飲食店・職場等には令和 2(2020)年 4 月 1 日から原則屋内禁煙が義務づけられます。日本医療政策機構の調査（※）によると約 6 割の人が「喫煙可の飲食店を避ける」と回答し、また分煙の店舗であっても約 25%が「入店を避ける」と回答しています。さらにソフトバンク株式会社は 2019 年 4 月からプレミアムフライデー（毎月最終金曜日）の就業時間中の喫煙を禁止する方針を定め、10 月からは定時退社日の毎週水曜日にも実施することを決めました。最終的に 2020 年 4 月からは就業時間中の全面禁煙を行うと発表しています。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社も同様に 2019 年 4 月から就業時間中の完全禁煙を導入し、2020 年 4 月入社対象の新卒社員に関しては募集要項に非喫煙者であることを明記すると発表しています。IT 関連企業の株式会社ピアラは非喫煙者に対して、最大 6 日の有給休暇を付与する「スモ休」を導入しております。このように法制度だけでなく、企業や組織としても望まない受動喫煙や禁煙に対する意識が日々大きくなってきているのが現状です。

改正健康増進法の段階的な適用や 2020 年の東京五輪・パラリンピック開催に向けて東京を中心に禁煙への意識はさらに大きくなっていくことが予想されるなかで、禁煙補助剤が果たす役割は一層大きくなっていくと考えられます。

（※）出典 = 日本医療政策機構「2018 年 日本の医療に関する世論調査」（2018 年 10 月）より

◎東京のたばこフリー問題

日本の受動喫煙対策は、WHO から「世界最低レベル」の烙印を押されています。このままでは、日本のイメージダウンにつながることも懸念されており、小池都知事は「受動喫煙防止について何らかの制度を主催都市の責任でやるべきだ」と表明しました。

その結果 2019 年（平成 31 年）1 月 1 日に受動喫煙防止条例の一部が施行され、喫煙ができる場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない等、都民の皆様の責務を定めました。本条例の完全施行は 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日になります。

都条例の規制対象施設類型一覧

類型	施設の種類の	都条例
第一種施設他	保育所、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校 等	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置不可）
	大学	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置可）
	医療機関	
	児童福祉施設（上記保育所等除く）	
	行政機関の庁舎	
	バス、タクシー、航空機	
第二種施設他	上記以外の 多数の者が利用する施設 等	原則屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）
	例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道	
	飲食店	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択できる。 （都指定特定飲食提供施設）

（※）出典 = 「東京都福祉保健局」HP に記載の資料より

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

■五輪と禁煙

◎オリンピック開催都市では、受動喫煙を防止するたばこフリーが常識に

IOC（国際オリンピック委員会）は、1988（昭和63）年以來、オリンピック大会における禁煙方針を採択し、会場の禁煙化とともにたばこ産業のスポンサーシップを拒否して、2010（平成22）年にはWHO（世界保健機関）と共同で「たばこのないオリンピックをめざす協定」にも調印し、たばこのない“たばこフリー”のオリンピックを推進しています。

IOCの方針に伴い、バルセロナ（1992年）、アトランタ（1996年）、シドニー（2000年）、アテネ（2004年）、北京（2008年）、ロンドン（2012年）、ソチ（2014年）、リオデジャネイロ（2016年）など、近年のオリンピック開催都市には、すべて罰則付きの「受動喫煙防止法」（北京市のみ「条例」）が存在し、オリンピック開催都市では、受動喫煙を防止し他人のたばこの煙を吸わされないよう、レストランやバーなどを含めた屋内は全面禁煙、と法律で決められており、違反すると罰金が科せられます。2012（平成24）年のロンドン大会では、イギリス全土で屋内施設を全面禁煙とする法律が施行。2014（平成26）年2月のソチ大会ではオリンピックの開催がきっかけとなり、大会の1年前にロシアの屋内施設を全面禁煙とする法律が制定され、2013（平成25）年6月から施行されています。2016（平成28）年のリオデジャネイロ大会では、2009（平成21）年制定の法律が施行されています。2018（平成30）年の平昌（ピョンチャン）大会を開催した韓国でも、2015（平成27）年1月から屋内は全面禁煙（一部の例外あり）となり、2022（平成34）年の冬季大会を招致した北京市も、2015（平成27）年6月から罰則を伴う条例により、屋内の全面禁煙が徹底されています。